

静岡県教育委員会

議事録

令和5年度 第17回定例
11月30日(木)

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和5年11月30日に教育委員会第17回定例会を招集した。

1 開催日時 令和5年11月30日（木） 開会 9時30分
閉会 9時48分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘
委 員 藤 井 明
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小野澤 宏 時
委 員 天 城 真 美

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長
塩 崎 克 幸 教育監
宮 崎 文 秀 理事（政策管理担当）
吉 良 光 陽 理事（新図書館担当）
本 多 伸 治 参事（学校教育担当）
井 出 好 彦 教育総務課長
秋 野 薫 教育政策課長
大 澤 篤 教育DX推進課長
上 原 啓 克 財務課長
内 山 成 一 教育厚生課長
山 川 和 成 教育施設課長
戸 塚 康 史 義務教育課長
中 山 雄 二 高校教育課長
高 橋 和 彦 特別支援教育課長
夏 目 伸 二 健康体育課長
藤ヶ谷 昌 則 社会教育課長
金 嶋 克 年 新図書館整備課長
室 伏 伸 明 静岡教育事務所長
大 根 富 木 静岡西教育事務所長
杉 山 禎 総合教育センター所長
柴 雅 房 中央図書館長

4 その他

(1) 第28、29号議案は可決された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、天城委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 29 号議案は議会提出前案件、配付報告 1 は公表前案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは第 29 号議案、配付報告 1 は非公開とする。公開案件から審議する。

第 28 号議案 静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

- 教 育 長： 第 28 号議案「静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則」について井出教育総務課長より説明願う。
- 教育総務課長： <議案について説明>
- 教 育 長： 質疑の前に確認をしたい。今回、退職手当と記載があるが、定年退職に限らないということによいか。
- 教育総務課長： 定年退職に限らない。
- 教 育 長： 例えば、40代の職員が親の介護の必要が生じて、別の県の職員として移るとなった場合、これまで静岡県で働いた分も含めて移った先で最終的に手当が支給されるという仕組み。それから、これまで多くの場合は手続きを2月頃におこない、そのまま退職手当の支給の準備をすればよかったのだが、実態として、説明で申し上げた事例があるため、規則を変更するというものである。
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 議案の内容自体に異論はない。疑問は、なぜ市町の教育委員会を經由しなければいけなかったのか。今回この様にスキップすることができるのであれば、もっと前からできなかつたのか。
- 教育総務課長： 県費負担教職員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、任命や進退に関する事項は市町教育委員会を經由して内申を提出し、県教育委員会がそれを判断することとなっている。しかし、給与に関してはこの縛りがないため、本来それをする必要がないものである。推測になるが、平成19年度まで退職時に特別昇給という制度により、退職前に号級を上げ、上げた号給で退職手当を支給するということが行われていた。その際に給与の内申を市町教育委員会を經由して提出していたため、それと合わせてこの請求書が出ていたものと思われるが、現状、あまり意味がない制度となっており、今回廃止するものである。
- 藤 井 委 員： 事務の効率化、作業の簡素化の観点から同じような点で改善できるルールが存在しないか再確認したほうがよいのではないかと。前例踏襲のまま、余計な作業をしている可能性があるのではないかと思った。また、在勤場所を変えた場合の連続性の要素があるようだが、県外の学校に変わった場合、継続されて県外の新たな学校を所管する教育委員会が費用を負担するという事になるのか。

教育総務課長： そうである。

教 育 長： 例えば、静岡県の学校に勤務していた方が、愛知県の学校に移ったという場合、愛知県が最終的な額をまとめて支給する。それは逆も同じ。

藤 井 委 員： 財源が全く違うが、そういったルールがしっかり定着しているということなのか。

教 育 長： そうである。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

教 育 長： 第 28 号議案について、原案のとおり可決する。

（会議の非公開）

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第 29 号議案 令和 5 年 12 月県議会定例会に提出する議案

教 育 長： 第 29 号議案「令和 5 年 12 月県議会定例会に提出する議案」について上原財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

天 城 委 員： 給料表の改定において、若年層に重点を置いてと記載されているが、見たところ全員のようである。若年層というのはどういうことか。

教育総務課長： 昨年度までは上げ幅が少なかったため、若年層に重点を置いてではなく若年層のみとなっていたが、今年度は御指摘のとおり、全員が上がる。一方で、新規採用の人材確保の観点から、若年層が高めに設定されている。

藤 井 委 員： 人事院勧告に基づく改正であれば、全国すべて同じ結果をもたらすものなのか。それとも都道府県ごとに異なった結論が出ているのか。

教育総務課長： 地方公務員の給与については、国、他の地方公共団体との均衡の原則がある。まずは国の人事院勧告が出て、それと似た内容になる。それぞれの県が人事委員会を持っており、違った勧告がでることもあるため、イコールではないが似たような改定にはなる。

藤 井 委 員： この様な改正の議案は、人事委員会勧告に基づくもので、判断の範囲が固定されている。結果として多少の違いがあっても、勧告通りの結論になる。提案になるが、これは議案であり、決議しなくてはいけないということは理解しているが、書類で事前に提示をいただき、特に質疑や意見などがなければ書類審議のまま賛成・反対を明示すれば時間を費やして議論をするようなものではないと思う。時間の効率利用という観点から、書類審議で十分ではないか。

教 育 長： 手続き上のことも含めて教育委員会事務局内で検討したいと思う。

教 育 長：他に質疑等はあるか。
全 委 員：（特になし）
教 育 長：本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。
全 委 員：（異議なし）
教 育 長：第29号議案について、原案のとおり可決する。

教 育 長：以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和5年度第17回教育委員会定例会を閉会とする。